

4月15日の暴風による被害状況について

1 警報等の発表状況

月 日	発表時刻	気象警報・注意報等
4/15 (金)	12:52	【発表】暴風警報
	20:26	【解除】暴風警報

2 警戒体制

月 日	時 刻	
4/15 (金)	12:52	【設置】災害警戒本部
	20:26	【解散】災害警戒本部

3 風速 (観測地点: 恵庭島松)

- ・最大風速 (10分間平均風速の最大値) 12.8m/s 北西 (14:39)
- ・最大瞬間風速 (風速計の最大測定値) 21.8m/s 北西 (14:19)

4 被害状況

区 分	件 数	発生場所等
①人的被害	なし	
②住宅被害	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅屋根 (トタン) 剥がれ (福住町1丁目) ※消防対応 ・アパート屋根 (8m×10m) 剥がれ (和光町) ※消防対応
③公共施設被害	4件	<ul style="list-style-type: none"> ・恵庭中学校 体育館更衣室屋根の破風剥がれ ※学校対応 ・柏陽中学校グラウンドネットフェンスの一部壊がれ ※留め金等で固定 ・下水終末処理場 窓ガラス (2枚) のひび割れ ※ベニヤ板で応急処置 ・街路灯倒壊 1本 (島松旭町4丁目) ※管理課対応
④道路被害	なし	
⑤倒木	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・恵庭北高校 1本 ・恵庭公園 1本 ※管理課対応 ・恵み野北緑地 1本 ※管理課対応

5 ライフライン被害状況

区 分	件 数	発生場所等
①電気	異常なし	
②水道	異常なし	
③電話	異常なし	

6 公共交通機関

区分	状況
①JR	通常運行
②エコバス	通常運行
③道路	通行規制なし

7 避難状況

区分	状況
避難勧告、避難指示、自主避難	なし

8 市の対応状況

日 時	状況
4/15 (金)	12:52 災害警戒本部 設置
	12:55 関係機関へ災害警戒本部設置の報告 (石狩振興局、千歳警察署、北恵庭駐屯地、市各対策部)
	13:10 市ホームページ掲載、防災メール配信(暴風警報)
	13:30~ 建設部(4班)、生活環境部(2班)パトロール
	20:26 災害警戒本部 解散
	20:30 関係機関へ災害警戒本部解散の報告 (石狩振興局、千歳警察署、北恵庭駐屯地、市各対策部)

平成28年度「災害に強い地域防災力」の推進について

平成23年の東日本大震災や本年4月に発生した熊本地震を踏まえ、改めて災害に対する危機意識を持ち、災害に強い地域防災力の取り組みを進めることが必要であることから、平成28年度は下記の3項目について重点的に取り組みを進め、大規模災害に備えて平常時から市民の防災意識の高揚を図るとともに「自助・共助・公助」による協働の仕組みづくりの推進を図る。

1 「防災ガイドブック」の改正について

平成25年3月に作成した「防災ガイドブック」について、市民要望等を踏まえてハザードマップや避難所位置図などの必要な情報をより見やすくなるよう見直しを行い、年度内に全戸配布する。

2 自主防災組織等活動支援助成金の見直しについて

平成25年度から実施している「恵庭市自主防災組織等活動支援金交付事業」は、これまで自主防災組織等が行う研修会の実施や資機材購入などの事業に対して、2万円（補助割合1/2）を上限（年度予算30万円）として助成を行い、自主防災組織の活動促進を図ってきた。

一方で、自主防災組織の組織率向上や地域における防災資機材の整備が課題となっており、今年度よりこの助成金の年度予算を150万円に増額し、自主防災組織の設立に向けた支援（研修会等の実施）のほか、既存自主防災組織に対してもソフト事業（防災活動支援）やハード事業（防災資機材購入支援）について10/10補助として助成し地域防災力を推進する。

※H28.4.1現在の自主防災組織 24団体（団体組織率38.7%、世帯組織率59.7%）

<スケジュール>…6月：4箇所（予定）で説明会を開催（下記3と同時開催）

7月：事業申請 ⇒ 8月：交付決定（決定後に事業着手）

3 避難行動要支援者対策の円滑な運用について

平成20年4月に「災害時要援護者支援プラン」を定め、地域における避難支援体制の取組を促進してきたところであるが、災害対策基本法の改正（H26.4.1施行、以下「法」という。）により災害時の避難に支援が必要な者（以下、「要支援者」という。）の安否確認や避難支援を適切に実施できるよう、市町村には要支援者の名簿の作成が義務付けられるなどの避難支援対策の強化が図られた。

法改正を受け、市では平成26年8月に「恵庭市地域防災計画」に避難行動要支援者対策計画を定め、同年11月に避難行動要支援者名簿を作成し、災害時においては町内会等の避難支援を行う者（以下、「避難支援者」）へ当該名簿を提供することとしている。

また、平常時においても、市が要支援者本人の同意を受けた場合に限り、要支援者名簿を避難支援者へ提供することが可能となっていることから、今後、平常時からの名簿提供に係る要支援者への同意確認及び避難支援者との調整を行い、避難行動要支援者対策の円滑な運用を図る。

<スケジュール>…6月：4箇所（予定）で説明会を開催（上記2と同時開催）

7月～：要支援者への同意確認、避難支援者との調整（意向確認）

10月～：平常時提供用の名簿作成・提供

◇法改正のポイント

- ① 市町村に要支援者名簿の作成義務
- ② 要支援者名簿の作成に当たっては、市町村が保有する個人情報の利用が可能
- ③ 災害時には、要支援者名簿を避難支援者（町内会等）へ提供可能
- ④ 平常時にあっても、要支援者本人の同意があった場合に限り、要支援者名簿を避難支援者へ提供可能

○恵庭市組織マネジメント推進本部設置要綱

(設置)

第1条 公正かつ適切な職務の執行の確保及び効率的な事務事業を実現するために、職員の意識改革及びチーム力の向上に対する組織的な取組（以下「組織マネジメント機能」という。）を総合的かつ横断的に推進するため、恵庭市組織マネジメント推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 組織マネジメント機能の充実に向けた課題の整理、検討、評価等に関すること。
- (2) 組織マネジメント機能の充実を図る取組の実施に関すること。
- (3) 恵庭市情報セキュリティ対策に関すること。
- (4) 恵庭市情報セキュリティ委員会設置規程（平成15年訓令第10号）に基づく委員会に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、組織マネジメント機能の充実について必要な事項に関すること。

(推進本部)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長、副本部長及び本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部長は、会務を総理する。

(招集)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 推進本部は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 推進本部に専門事項を調査検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、本部長が指定する委員をもって組織する。

(推進本部の庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務部情報・事務管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から実施する。

別表(第3条関係)

本部長	副本部長	本部員
副市長	教育長	総務部長 企画振興部長 生活環境部長 保健福祉部長 子ども未来部長 経済部長 建設部長 水道部長 教育部長 議会事務局長 消防長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 農業委員会事務局長 会計室長

組織マネジメント推進体制 イメージ図



